

平成22年3月26日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第34887号損害賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 平成22年2月26日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同訴訟復代理人弁護士

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

太 田 賢 志

佐 藤 顕 子

被 告 春 山

(以下「被告春山」という。)

被 告 福 井

(以下「被告福井」という。)

被 告 塩 川

(以下「被告塩川」という。)

主 文

- 1 被告春山は、原告に対し、1262万3864円及びこれに対する平成21年10月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告福井及び被告塩川は、原告に対し、各自、1148万3864円及びこれに対する被告福井は平成21年10月15日から、被告塩川は同年12月25日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告の被告福井及び被告塩川に対するその余の請求を棄却する。

4 訴訟費用は、原告と被告春山との間においては、被告春山の負担とし、原告と被告福井及び被告塩川との間においては、これを11分し、その1を原告の負担とし、その余を被告福井及び被告塩川の負担とする。

5 この判決は、主文第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、各自、1262万3864円及びこれに対する被告春山及び被告福井は平成21年10月15日から、被告塩川は同年12月25日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

原告は、株式会社マーケットトラスティ（以下「マーケットトラスティ」という。）との間の匿名組合契約に基づいて出資をしたが、そのほとんどが返金されなかったとして、マーケットトラスティの従業員として原告を勧誘した被告春山に対しては民法709条に基づき、マーケットトラスティの取締役であった被告福井及び被告塩川に対しては会社法429条に基づき、損害賠償として、各自1262万3864円及びこれに対する訴状送達の日（被告春山及び被告福井は平成21年10月15日、被告塩川は同年12月25日）から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

2 原告の主張

- (1) マーケットトラスティは、ベンチャー企業への投資、匿名組合業務等を目的とする株式会社であり、「3年債権ファンド」との名称のファンド（以下「本件ファンド」という。）への出資を募っていた。
- (2) 被告春山は、マーケットトラスティの従業員であった者であり、被告福井は平成16年5月から平成18年6月29日まで、被告塩川は平成17年1月21日から平成18年6月29日まで、いずれもマーケットトラスティの

取締役であった者である。

- (3) 被告春山及びマーケットトラスティの代表取締役宮本●●(以下「宮本」という。)は、原告に対し、リスクの説明は一切しないまま、「3年預けるとすごく金利がつきます。」「大変な高配当が約束できます。」「中国の銀行の定期預金のようなものです。」「お金を預けてくれば、3年定期と同じで、すごくいい利息をお支払できます。」などと告げて、本件ファンドへの出資を勧誘した。

原告は、この勧誘を受けて、別紙「入出金一覧」の「出資金額」欄記載のとおり、平成17年2月から平成18年5月までの間に、合計1300万円を本件ファンドに出資した。

- (4) そして、原告は、別紙「入出金一覧」の「配当金額」欄記載のとおり、91万6136円の配当を受けたが、平成19年5月以降、配当金が支払われなくなった。

- (5) 原告は、昭和6年●●月●●日生まれ(上記出資の開始時点において74歳)で、約1500万円の金融資産を有するのみの年金生活者であり、先物取引の被害に遭ったことがある以外、投資経験はなかった。

- (6) 以上の経緯に照らすと、原告に対する勧誘は、リスクについて何の説明をすることもなく、銀行の定期預金と同様の安全性を有するものと誤信させ、高齢者の老後資金である保有資産のほぼすべてを出資させたものであって、公序良俗に反する強度の違法性を有するものであり、また、適合性の原則及び説明義務に違反するものである。

- (7) 被告春山は、原告に対し、上記のとおり、公序良俗に反する強度の違法性を有し、また、適合性の原則及び説明義務に違反する勧誘を行った者であるから、民法709条(不法行為)に基づき、損害賠償責任を負う。

また、被告福井及び被告塩川は、いずれもマーケットトラスティの取締役として、代表取締役である宮本に対する監視義務を負っていたのに、これを

怠ったものであり、その職務を行うについて重大な過失があったというべきであるから、会社法429条に基づき、損害賠償責任を負う。

- (8) 原告は、宮本から平成20年3月26日に20万円、マーケットトラスティのもと取締役（大川■■■■）から平成21年8月20日に40万円の各支払を受けたので、原告の損害額は、出資した1300万円から配当受領額91万6136円と上記20万円及び40万円を控除した残額である1148万3864円に弁護士費用114万円を加えた合計1262万3864円となる。

3 被告春山の主張

- (1) 原告の主張のうち、被告春山が原告を勧誘したこと、原告が合計1300万円を出資したことは認めるが、その余の事実は、いずれも知らない。
- (2) 勧誘は、支店長の指示に基づいて行ったものである。被告春山は、宮本から、本件ファンドは必ず成功すると聞かされ、そのことを信じていた。

4 被告福井の主張

- (1) 原告の主張のうち、被告福井が平成16年5月から平成18年6月29日までマーケットトラスティの取締役であったことは認めるが、その余の事実は、いずれも知らない。
- (2) 被告福井は、日本道路公団において経理事務を担当していた経験があることから、マーケットトラスティの決算に関する事務を担当するため、その取締役に就任することを要請され、これを承諾したものである。取締役に就任した後も、決算書作成の手数料を報酬として受け取ったのみであって、マーケットトラスティの事業に関わることは一切なく、その事業形態や顧客のことも知らず、決算に必要な書類を受け取りに行くとき以外には、出社することもなかった。また、役員会の開催通知を受けたこともなかった。

5 被告塩川の主張

被告塩川は、マーケットトラスティに名前を使わせただけであって、報酬を

受け取ったこともない。

第3 当裁判所の判断

1 事実認定

証拠（甲1から10まで（枝番を含む。）、原告本人、被告春山本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告の主張(1)から(5)まで、被告春山の主張(2)、被告福井の主張(2)及び被告塩川の主張の各事実を認めることができる。

2 被告らの責任

- (1) 上記の認定事実によれば、本件ファンドはリスクの高いものであったこと、にもかかわらず、被告春山と宮本は、原告に対し、リスクについて何の説明をすることもなく、本件ファンドへの出資を勧誘したこと、その結果、原告は、銀行の定期預金と同様の安全性を有するものと誤信して、保有資産のほぼすべてである1300万円を本件ファンドに出資したこと、原告は、当時、74歳の年金生活者であり、先物取引で損をしたことがある以外には投資経験もなかったこと、以上の事実が認められる。

そうすると、このような勧誘は、適合性の原則及び説明義務に違反するものであったといえることができる。もっとも、上記認定事実によれば、被告春山自身も、本件ファンドは必ず成功すると信じていた事実が認められる。しかし、被告春山がそのように信じた理由は、本件ファンドが中国にホテルを建てる資金を集めるためのものであると宮本から聞かされ、実際に中国に行ってそのホテルを見たというだけのことであった（被告春山）というのであるから、本件ファンドにリスクがないと信じてもやむを得ないと認めるだけの事情があったとはいえない。

したがって、被告春山は、上記勧誘によって原告が被った損害を賠償する義務を負うものというべきである。

- (2) 株式会社の取締役は、委任に関する規定に従い、善良な管理者の注意をもって、事務を処理する義務を負い（会社法330条、民法644条）、株式会

社のため忠実にその職務を行わなければならない（会社法355条）こととされている。このようなことに照らすと、取締役は、代表取締役の業務の執行を監視すべき義務を負うものと考えられる。したがって、取締役が悪意又は重大な過失により上記監視義務を怠ったときは、会社法429条により、第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものというべきである。

そして、上記の認定事実及び説示によれば、マーケットトラスティの代表取締役である宮本は、原告に対する適合性の原則及び説明義務に違反する勧誘を被告春山に行わせ、自らも行ったこと、被告福井及び被告塩川は、マーケットトラスティの取締役であったこと、したがって、宮本の業務の執行を監視すべき義務を負っていたこと、にもかかわらず、被告福井及び被告塩川は、いずれもマーケットトラスティの事業には一切関わっていなかったことが認められる。

そうすると、被告福井及び被告塩川は、代表取締役である宮本に対する監視義務を怠っていたものであり、重大な過失があったといわなければならない。

したがって、被告福井及び被告塩川は、上記勧誘によって原告が被った損害を賠償する義務を負うものというべきである。

3 損害

- (1) 上記認定事実によれば、原告は、1148万3864円の損害を被ったと認められる。
- (2) 原告は、本件訴えの提起に係る弁護士費用も損害に当たると主張するので、この点について検討する。

弁護士強制主義を採用せず、弁護士費用を訴訟費用として償還することを認めない我が国の民事訴訟制度の下においては、一般に、弁護士費用を損害としてその賠償を求めることができるのは、応訴が不当応訴ないし不当抗争に当たり、応訴自体が不法行為を構成する場合に不法行為に基づいて弁護士

費用の賠償を求めることができる場合のほかは、不法行為又は不法行為として構成することも可能な債務不履行の場合のように、義務の発生原因となった行為が不法行為に準ずるような高度の違法性を備えている場合に限られるものと考えられる。

これを本件についてみると、被告春山は、原告に対し、不法行為に基づく損害賠償義務を負うから、弁護士費用についても、損害としてその賠償をすべきものとなる。弁護士費用の額は、114万円と認める。

他方、被告福井及び被告塩川は、会社法429条に基づく損害賠償義務を負うところ、これについては、義務の発生原因となった行為が不法行為に準ずるような高度の違法性を備えているものということとはできないし、応訴自体が不法行為に当たるということもできない。したがって、被告福井及び被告塩川については、弁護士費用の請求を認めることはできない。

(3) したがって、被告春山が賠償すべき損害額は、合計1262万3864円であり、被告福井及び被告塩川が賠償すべき損害額は、1148万3864円となる。

第4 結論

以上の説示によれば、原告の請求のうち、被告春山に対する請求は理由があり、被告福井及び被告塩川に対する請求は、いずれも1148万3864円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

東京地方裁判所民事第37部

裁判官 村 上 正 敏

入出金一覧

取引日	出資金額	配当金額	証拠
2005/2/28	2,000,000		甲8の2
2005/3/18	1,000,000		甲8の4
2005/3/31		4,160	甲8の2
2005/4/7	2,000,000		甲8の2
2005/5/2		11,760	甲8の2
2005/5/31		11,760	甲8の2
2005/6/30		11,760	甲8の2
2005/8/1		11,760	甲8の2
2005/8/31		11,760	甲8の2
2005/9/29	500,000		甲8の2
2005/9/30		11,760	甲8の2
2007/10/14	1,000,000		甲8の2
2005/10/14	1,000,000		甲8の5
2005/10/17	1,000,000		甲8の2
2005/10/31		13,392	甲8の2
2005/11/30		20,800	甲8の2
2005/12/14	500,000		甲8の5
2007/12/14	500,000		甲8の2
2007/12/15	500,000		甲8の2
2007/12/22			甲8の2
2005/12/30		23,992	甲8の2
2006/1/31		28,800	甲8の2
2006/2/6	500,000		甲8の5
2006/2/28		28,800	甲8の2
2006/3/3	500,000		甲8の2
2006/3/31		34,432	甲8の2
2006/4/21	500,000		甲8の3
2006/4/22	500,000		甲8の3
2006/4/24	500,000		甲8の3
2006/5/1	500,000		甲8の3
2006/5/1		48,800	甲8の3
2006/5/31		58,400	甲8の3
2006/6/30		58,400	甲8の3
2006/8/1		58,400	甲8の3
2006/8/31		58,400	甲8の3
2006/10/2		58,400	甲8の3
2006/10/31		58,400	甲8の3
2006/11/30		58,400	甲8の3
2007/1/5		58,400	甲8の3
2007/1/31		58,400	甲8の3
2007/2/28		58,400	甲8の3
2007/4/2		58,400	甲8の3
小計	13,000,000	916,136	
損害額合計	12,083,864		

※なお、平成20年3月26日に、訴外宮本から金20万円の弁済を受け、平成21年8月20日に訴外大川から和解金の支払として金40万円の弁済を受けた。

これは正本である。

平成 22 年 3 月 26 日

東京地方裁判所民事第 37 部

裁判所書記官 井上光孝